

## 議案第 24 号

甲府市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例制定について  
甲府市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

### 甲府市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料条例 (趣旨)

第 1 条 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号。以下「法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）の規定に基づく事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

#### (手数料)

第 3 条 次の各号に掲げる事務に係る申請をしようとする者は、当該各号に定める名称の手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料
- (2) 法第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（法第 54 条第 2 項の規定による申出を行う場合は、甲府市建築基準法施行条例（昭和 54 年 12 月条例第 37 号）第 28 条の 2 第 1 項（昇降機に係る部分を除く。）及び第 2 項並びに第 28 条の 3 第 1 項の規定により納めることとなる手数料に相当する額を加えた額）と

する。

(1) 一戸建ての住宅の場合 当該住宅の床面積の合計の区分に応じ、別表第1に定める額

(2) 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 当該住宅の床面積の合計の区分に応じ、別表第2に定める額

(3) 住宅の用途に供しない建築物で用途が主として工場、倉庫その他これらに類するものとして別に市長が指定するもの（以下「工場等」という。）である場合 当該建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第3に定める額

(4) 住宅の用途に供しない建築物で用途が前号に掲げるもの以外の場合 当該建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第4に定める額

(5) 複合建築物（住宅の用途に供する部分及びそれ以外の部分を有する建築物をいう。以下同じ。）の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

ア 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第2に定める額

イ 住宅の用途に供しない部分で工場等の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第3に定める額

ウ 住宅の用途に供しない部分でイ以外の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第4に定める額

3 低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額は、一の建築物ごとに、次の各号に掲げる部分の区分に応じ、当該各号に定める額（法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出を行う場合は、甲府市建築基準法施行条例第28条の2第1項（昇降機に係る部分を除く。）及び第2項並びに第28条の3第1項の規定により納めることとなる手数料に相当する額を加えた額）の合計額とする。

(1) 床面積が増加する部分 当該部分に応じて前項の規定の例により算出した額

(2) 既に法第54条第1項の規定による認定を受けた部分 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 一戸建ての住宅の場合 当該住宅の床面積の合計の区分に応じ、別表第1に定める額の2分の1に相当する額

イ 一戸建ての住宅以外の住宅の場合 当該住宅の床面積の合計の区分に応じ、別表第2に定める額の2分の1に相当する額

ウ 住宅の用途に供しない建築物で用途が工場等である場合 当該建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第3に定める額の2分の1に相当する額

エ 住宅の用途に供しない建築物で用途がウに掲げるもの以外の場合 当該建築物の床面積の合計の区分に応じ、別表第4に定める額の2分の1に相当する額

オ 複合建築物の場合 次に掲げる建築物の部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合計額

㉠ 住宅の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第2に定める額の2分の1に相当する額

㉡ 住宅の用途に供しない部分で工場等の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第3に定める額の2分の1に相当する額

㉢ 住宅の用途に供しない部分で㉠以外の用途に供する部分 当該部分の床面積の合計の区分に応じ、別表第4に定める額の2分の1に相当する額

(手数料の納付時期)

第4条 手数料は、申請と同時に納付しなければならない。

(手数料の不還付)

第5条 既に納付した手数料は、還付しない。

(手数料の減免)

第6条 市長は、公益上特に必要があると認めるとき又は災害その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(過料)

第8条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(甲府市手数料条例の一部改正)
- 2 甲府市手数料条例（平成12年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。  
別表第41号及び第42号を削る。  
(甲府市手数料条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による改正前の甲府市手数料条例第2条第1項並びに別表第41号及び第42号の規定により納付された手数料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1（第3条関係）

	申請に併せて適合証等（別に市長が指定する者が作成した当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類その他の書類であって別に市長が指定するものをいう。	申請に併せて適合証等を提出しない場合		
		適合させようとする基準が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合	適合させようとする基準が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合

	以下同じ。)を提出する場合			
200平方メートル未満	4,000円	33,000円	17,000円	24,000円
200平方メートル以上	4,000円	37,000円	18,000円	27,000円

別表第2 (第3条関係)

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合		
		適合させようとする基準が基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に掲げる基準である場合	適合させようとする基準が基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
300平方メートル未満	9,000円	67,000円	32,000円	49,000円
300平方メートル以上 2,000平方メートル未満	19,000円	112,000円	55,000円	84,000円
2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	43,000円	192,000円	101,000円	146,000円
5,000平方メートル以上	78,000円	275,000円	153,000円	214,000円

方メートル以 上				
-------------	--	--	--	--

別表第3（第3条関係）

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第10条第1号ロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
300平方メートル未満	9,000円	85,000円	107,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	16,000円	108,000円	135,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	26,000円	143,000円	176,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	78,000円	231,000円	275,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	124,000円	302,000円	353,000円
10,000平方メートル以上	157,000円	363,000円	422,000円

25,000平方メートル未満			
25,000平方メートル以上	197,000円	426,000円	491,000円

別表第4（第3条関係）

	申請に併せて適合証等を提出する場合	申請に併せて適合証等を提出しない場合	
		適合させようとする基準が基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準である場合	それ以外の場合
300平方メートル未満	9,000円	85,000円	223,000円
300平方メートル以上1,000平方メートル未満	16,000円	108,000円	279,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	26,000円	143,000円	361,000円
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	78,000円	231,000円	515,000円
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	124,000円	302,000円	635,000円

10,000平方メートル以上	157,000円	363,000円	750,000円
25,000平方メートル未満			
25,000平方メートル以上	197,000円	426,000円	856,000円

#### 提案理由

脱炭素社会の実現に向けた国の制度改正に鑑み、都市の低炭素化の促進に関する法律に係る手数料に関し必要な事項を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。